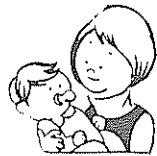


③ 障害年金

- ◎ 1年以上保険料を納めている人が、病気やけがで障害者になったとき支給される。
- ◎ 年金額
 - 1級障害 577,600円
 - 2級障害 462,100円

④ 母子年金

- ◎ 夫と死別した、18歳未満の子をかかえている妻に支給される。
- ◎ 年金額
 - 子供1人の時 462,100円
 - 子供2人の時 486,100円



⑤ 準母子年金

- ◎ 夫又は、父が死亡したとき、18歳未満の孫や、弟妹と生活している、祖田や姉に支給される。
- ◎ 年金額
母子年金に同じ



⑥ 遺児年金

- ◎ 父又は、母が死亡して、18歳未満の子が遺児となったとき、その子に支給される。
- ◎ 年金額
母子年金に同じ



⑦ 寡婦年金

- ◎ 老齢年金をうける資格のある夫が死亡したとき、妻に60歳から64歳まで支給される。
- ◎ 年金額
夫が受けられる年金額の半分

② 通算老齢年金

- ◎ 他の年金制度の期間と合算して、25年以上保険料を納めていれば受けられる。
- ◎ 老齢年金と同じように、25年の期間は生年月日に応じて短縮される。
- ◎ 年金額
 $1,300 \times \text{納めた月数} \times \text{スライド率} = \text{年金額}$
(1.167)

① 老齢年金

- ◎ 保険料を、25年以上納めた人が、65才から受けられる。
- ◎ 昭和5年4月1日までに生まれた人は、生年月日に応じて25年の期間が短縮される。
- ◎ 年金額

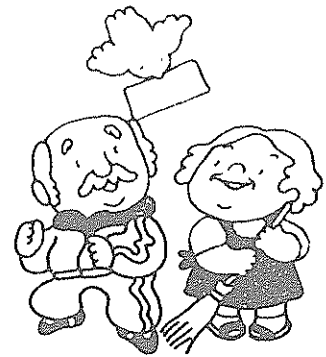
生年月日	最低必要期間	最低年金額
明治39年4月2日以降	10年	287,100円
明治45年4月1日以前		
大正2年4月1日以前	10	271,200
3年4月1日 "	10	257,900
4年4月1日 "	10	246,700
5年4月1日 "	10	237,100
6年4月1日 "	11	251,600
7年4月1日 "	12	265,700
8年4月1日 "	13	279,500
9年4月1日 "	14	293,000
10年4月1日 "	15	306,200
11年4月1日 "	16	319,300
12年4月1日 "	17	332,200
13年4月1日 "	18	344,900
14年4月1日 "	19	357,500
15年4月1日 "	20	369,900
昭和2年4月1日 "	21	382,300
3年4月1日 "	22	400,500
4年4月1日 "	23	418,700
5年4月1日 "	24	436,900
5年4月2日以後	25	455,100

- ◎ 60歳からでももらえますが、年金額は次のように割引されます。
60歳→58%・61歳→65%・62歳→72%・63歳→80%・64歳→89%

⑧ 死亡一時金

- ◎ 保険料を3年以上納めた人が死亡したとき、その遺族に支給される。
- ◎ 定額保険料3年～20年……23,000円
- ◎ 付加保険料3年以上……8,500円

国民年金は……… こんな制度です



国民年金は、わたしたちが歳をとって働けなくなったり、障害者や母子世帯となって、収入がなくなつたときの生活を守るために設けられた、国が運営する年金制度です。

加入者

- ◎ 必ず加入しなければならない人
(強制加入者)
二十歳から五十九歳までの日本国民で、次の人以外は必ず加入しなければなりません。
★厚生年金、共済組合など各種の年金制度に加入している人や、その制度から年金を受けられる人、またこれらの配偶者や同居の学生、希望して加入できる人

- ◎ 希望して加入できる人
(任意加入者)
たとえば、サラリーマンの奥さんのように、厚生年金や共済組合など各種の年金制度に加入していない人は、市役所に申し出れば加入できます。

- ◎ 保険料の額
一カ月の掛金は二千二百円です

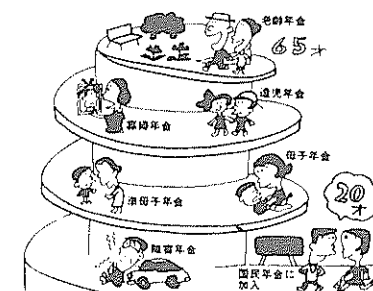
保険料

- ◎ 保険料の額
一カ月の掛金は二千二百円です

年金の種類と年金額

このページの通り、受給資格や年金額などについてわかりやすく、市民課年金係窓口でおたずねください。
◎ 物価スライド
年金額は、前の年に消費者物価が五パーセント以上あがれば、それに合わせて引き上げられます。

年金をもらうには



◎ 請求は請求してください。
各年金の受給資格に該当する人は、年金係窓口で請求手続きをしてください。
該当するかどうかはつきりわからない人は、年金係窓口でおたずねください。

特例納付制度

あなたは老後に年金を受けられますか。国民年金に加入しなければならぬのに、強制加入加入しなかったり、長い間保険料を納めていないと、年金がもらえない場合があります。

おたずねは……
国民年金についてのわかりいことなどは、市民課年金係(内線137)へおたずねください。
★期限は五十五年六月三十日まで。保険料をさかのぼって納められる。特例納付の期限は五十五年六月三十日までです。今すぐ手続きを……
★保険料は一カ月四千円。この特例で納められる保険料は一月四千円です。まとめて納めることもできます。一年の間に分けて納めることもできます。ただし、この特例を受けられるのは、当然加入すべき人(強制加入)の未納保険料に限られます。